

(一社)北海道水産土木協会会長 様

北海道水産林務部総務課長

工事における法定外の労災保険の付保の要件化について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35条)において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下「法定外の労災保険」という。)の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、現場管理費を水産土木事業については令和2年4月1日以後、森林土木事業及び森林整備事業については令和2年6月1日以後の入札分から改定したところです。

これに伴い、道庁水産林務部が発注する工事において、今後、法定外の労災保険の付保を要件化することとなりましたのでお知らせします。

また、会員、傘下団体等に対して、当該取扱について周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知内容については、道庁水産林務部総務課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 保険の概要

法定外の労災保険は、業務上又は通勤途上での災害により死亡、重度の身体障害を残したり、傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険(労災保険)の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度です。

2 対象工事

各(総合)振興局が発注する「水産基盤整備事業(漁場)設計積算基準」及び「森林土木事業設計積算要領」を適用するすべての工事。

3 設計図書(特記仕様書)への明示

対象工事の設計図書に、法定外の労災保険の付保について明示します。

4 保険付保の確認

工事請負契約書第55条(火災保険等)において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとしておりますので、これに基づき、工事着手前までに確認書類(証券の写し等)を工事監督員へ提出していただくこととなります。

※ 保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めます。

5 適用時期

令和2年(2020年)10月1日以後に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約から適用します。

6 北海道水産林務部総務課のホームページ

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/kanri_group.htm

【設計・積算・施工関係】

施工体制・品質確保関係 > 工事における法定外の労災保険の付保について

(管理係)

特記仕様書（記載例）

「法定外の労災保険」の付保

本請負工事の受注者は、下記に従い、「法定外の労災保険」に付さなければならない。

- この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乗せして雇用者が従業員等又は、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。
- 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- 契約書23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。
- 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

入札参加者の皆様へ

（総合）振興局が発注する水産土木事業、森林土木事業、森林整備事業のすべての工事において、令和2年10月1日以後に行われる公告その他の契約の申込の誘引に係る契約から法定外の労災保険（保険の等級、特約の有無等は問わない）に付さなければなりません。

○法定外の労災保険について

法定外の労災保険は、業務上又は通勤途上での災害により死亡、重度の身体障害を残したり、傷病の状態にある場合に、国の労働災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度です。

○道との事務手続について

受注者は、法定外の労災保険の証券（写し）等を対象工事の工事着手前までに、工事監督員へ提出してください。

※詳しくは、北海道水産林務部総務課のHPをご覧ください。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/O3kanrig/kanri_group.htm

【設計・積算・施工関係】

施工体制・品質確保関係 > 工事における法定外の労災保険の付保について